

平成 22 年 3 月

# 太宰府市議会環境厚生常任委員会会議録

平成 22 年 3 月 8 日

福岡県太宰府市議会

## 1 議 事 日 程

[平成22年太宰府市議会第1回(3月)定例会 環境厚生常任委員会]

平成22年3月8日

午前10時00分

於 全員協議会室

- 日程第1 議案第16号 太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について  
日程第2 議案第17号 平成21年度太宰府市一般会計補正予算(第5号)について  
日程第3 議案第18号 平成21年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)について  
日程第4 議案第19号 平成21年度太宰府市老人保健特別会計補正予算(第3号)について  
日程第5 議案第20号 平成21年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について  
日程第6 議案第21号 平成21年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第5号)について  
日程第7 議案第22号 平成21年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)について

## 2 出席委員は次のとおりである(6名)

委員長	中林宗樹 議員	副委員長	安部 陽 議員
委員	不老光幸 議員	委員	安部啓治 議員
〃	藤井雅之 議員	〃	禧田久美子 議員

## 3 欠席委員は次のとおりである

なし

## 4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名(11名)

市民生活部長	松田幸夫	健康福祉部長	松永栄人
市民課長	木村和美	環境課長	篠原司
人権政策課長	蜷川二三雄	福祉課長	宮原仁
高齢者支援課長	古野洋敏	国保年金課長	坂口進
子育て支援課長	原田治親	保健センター所長	和田敏信
上下水道課長	松本芳生		

## 5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名(3名)

議会事務局長	松島健二
議事課長	田中利雄
書記	浅井武

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（中林宗樹委員） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員数は6名です。定足数に達しておりますので、これより環境厚生常任委員会を開会いたします。

日程につきましては、お手元に配布しているとおりでございます。

それでは、ただちに議案の審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第16号 太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○委員長（中林宗樹委員） 日程第1、議案第16号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部に補足説明を求めます。

国保年金課長。

○国保年金課長（坂口 進） 太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

条例改正の新旧対照表の22ページをお願いいたします。

今回の改正は後期高齢者医療制度の創設により、社会保険などに加入してある本人が75歳に達し、後期高齢者医療制度に移行することに伴って、社会保険の被扶養者から国民健康保険に加入することになった65歳以上の人はそれまで保険税を賦課されていませんでしたので、資格取得から2年間保険税の軽減措置が講じられております。軽減の内容といたしましては、所得にかかわらず所得割は賦課しない、被扶養者であったものにかかわる均等割は半額とする、被扶養者であった者のみで構成される世帯の平等割を半額とする、となっております。今回資格取得から2年間の規定が当分の間継続に改正されましたので、本市の国民健康保険税条例の改正を行うものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（中林宗樹委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

○委員長（中林宗樹委員） 藤井雅之委員。

○委員（藤井雅之委員） 今、当分の間というふうに言われましたけれども、その当分の間という言葉の定義ですね、これは2年を経過するといふうになっていたものが2年よりも短くなるのか、それとも2年を超えて長くなるというふうに考えればいいのか、それはどちらでしょうか。

○委員長（中林宗樹委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（坂口 進） これは、後期高齢者医療制度の保険料減免措置が、経過措置が延長されたことに伴いまして後期高齢者医療制度が廃止されるまでの間というふうになっております。

○委員長（中林宗樹委員） ほかにありませんか。

(「なしと呼ぶ者あり」)

○委員長(中林宗樹委員) それでは、これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なしと呼ぶ者あり」)

○委員長(中林宗樹委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第16号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○委員長(中林宗樹委員) 全員挙手です。

したがって、議案第16号につきましては、可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時03分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議案第17号 平成21年度太宰府市一般会計補正予算(第5号)について

○委員長(中林宗樹委員) 日程第2、議案第17号「平成21年度太宰府市一般会計補正予算(第5号)について」の当委員会所管分を議題とします。

歳入歳出に入ります前に、補正予算書5ページ、第2表繰越明許費の追加について、上から順に補足説明を求めます。

初めに子育て支援事業について子育て支援課長。

○子育て支援課長(原田治親) 上から3段目になりますが、繰越明許費の民生費、児童福祉費、子ども手当支給事業費になります。

繰越明許費の追加補正について説明させていただきます。

歳入歳出予算におきまして、今3月補正をさせていただいております子ども手当支給に関する事務費について平成22年度に繰り越しをするものでございます。

今国会で子ども手当の法案が審議をされておりますが、国においては支給事務の円滑化を図るために前倒しで平成21年度第二次補正予算で計上されているところでございます。

あと歳入歳出につきましては、あとの分でご説明させていただきます。

○委員長(中林宗樹委員) 説明は終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(中林宗樹委員) なければ次にいきます。

新型インフルエンザ予防事業について、保健センター所長

○保健センター所長(和田敏信) 新型インフルエンザの予防接種につきましては、昨年の12月補正予算で委託料と負担金、補助より交付金を合わせまして4,174万5,000円を計上させていただいているところでございます。

今回の繰越は、国の考え方に合わせたところでございます。それは接種者が当初の想定より少ないということ、現在流行は下火になってきているものの、第二波の可能性を否定できないということ、多大な費用が必要になる場合につきましては平成21年度と同様に補正予算で対応することとし、平成22年度予算は平成21年度の繰越で対応するというものでございます。

その結果、福岡県も同様の繰越対応をされることなどの状況を踏まえまして、本市も繰越をすることとするものでございます。補正予算では住民税非課税世帯と生活保護世帯、約6,600人に対応する予算額でございましたけれども、そのときはすべて2回接種になっておりました。今回は1回接種対象者の接種率を20%、2回接種対象者を30%合わせて2,130人と見込んで残りを繰越明許費とするものでございます。

○委員長（中林宗樹委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中林宗樹委員） それでは次にいきます。

次に、環境基本計画推進事業について環境課長。

○環境課長（篠原 司） これは、第3次環境基本計画策定の業務につきまして昨年11月に開催いたしました太宰府市環境審議会からの指摘によりまして、新たに必要な業務が発生したために、平成21年度予算から平成22年度予算に繰り越すものでございます。

○委員長（中林宗樹委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中林宗樹委員） それでは最後に、山神水道企業団出資金について上下水道課長。

○上下水道課長（松本芳生） これは、山神水道企業団において浄水場の改良事業、具体的に言いますと活性炭接触槽の築造工事の繰り越し事業に伴うものでございます。

内容につきましては、総額1億1,400万円ということで、太宰府市の負担が545万6,000円なんですけれども、繰り越ししました理由と申しますのは、この工事に伴いまして関係の用地の隣接境界を明確にしてほしいという地元関係者の要望がございまして、その不足の日数90日を要することになったということでございます。当初工事の完成予定は3月を見込んでおりましたけれどもこの日数分繰り越しさせていただいて6月末の完成を目指すということでございます。

負担いたしましたのは、工事の前払い金30%を負担しておりますので、その分は平成21年度分の予算で支出をいたします。それ以外の金額について繰り越しをお願いするものでございます。

○委員長（中林宗樹委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中林宗樹委員） それでは、これで繰越明許費の審議を終わります。

それでは、歳入歳出補正予算の審議に入ります。

お諮りします。

審査の都合上、まず事項別明細の歳出から審査を行います。歳出の補足説明におきまして、歳入が関連する部分を同時に説明した方が分かりやすい項目については、歳入についても説明をお願いしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(中林宗樹委員) 異議なしと認め、歳出から審査を行います。執行部におかれましては、同時に、歳入に関連する部分を説明した方が分かりやすい項目については、歳出の中で歳入の説明をお願いいたします。

それでは、補正予算書16ページから19ページの3款民生費、1項社会福祉費、1目から8目の補足説明を順に求めます。

1目、国保年金課長。

○国保年金課長(坂口 進) 3款1項1目特別会計関係費の国民健康保険事業特別会計基盤安定制度繰出金の補正につきましては、軽減措置をした国民健康保険税や低所得者を多く抱える保険者を支援するため国などから負担金の交付を受け、一般会計から国保特別会計への法定繰出金でございますが、繰出額が確定しましたので2,702万5,000円の追加補正をお願いするものでございます。同じく繰出金の国民健康保険事業特別会計繰出金は高齢者の割合等によって交付措置がされる財政安定化支援事業費を一般会計から国保特別会計へ繰出すようになっておりまして、県から繰り入れ基準額の提示がありましたので4,489万3,000円の減額補正を行うものでございます。

追加補正2,702万5,000円の補正財源のうち国県の負担金につきましては11ページをお開き願いたいと思います。14款1項1目民生費、国庫負担金、9節保険基盤安定制度負担金に536万5,000円、15款1項1目民生費、県負担金7節保険基盤安定制度負担金に1,490万3,000円を計上しております。以上でございます。

○委員長(中林宗樹委員) 次、2目。高齢者支援課長。

○高齢者支援課長(古野洋敏) 老人福祉費でございます。介護保険事業特別会計繰出金28万円を減額するものでございます。理由といたしましては、預金利息増のためであります。

○委員長(中林宗樹委員) 次、4目。福祉課長。

○福祉課長(宮原 仁) 4目障害者自立支援費、介護訓練等給付関係費の13節委託料についてご説明いたします。この分につきましては、電算委託料31万5,000円の補正でございます。この内容につきましては、障害者自立支援法の大幅な制度改正によるものでございます。内容につきましては平成22年4月1日より障害者福祉サービス等の利用負担軽減内容で所得階層の低所得、市町村民税非課税世帯になりますが、そこに該当する障害者・児の保護者にかかる利用者負担が無料になりますことから、とまた4月1日から身体障害者手帳に肝臓機能障害が追加されることになりました。それに伴いまして現在障害者福祉システムがあるのですが、その変更が生じたため補正をお願いするものでございます。

それから19節負担金、補助及び交付金、通所サービス利用促進事業補助金268万6,000円の補正に

ついてご説明いたします。この通所によります生活介護、自立訓練、就労移行支援のための施設、授産施設などへの通所に該当する事業者が通所サービスの利用のため利用者を送迎を行った事業所に対して送迎に要した費用を助成するものでございます。なお、この事業は県補助金4分の3がございまして、歳入12ページの一番上の表の障害者自立支援対策臨時特例交付金特別対策事業補助金として201万4,000円も合わせて補正をお願いするものでございます。よろしく願いいたします。

○委員長（中林宗樹委員） 次のページ。国保年金課長。

○国保年金課長（坂口 進） 18ページでございます。

3款1項6目重度障害者医療対策費でございますが、県から2分の1の医療費補助を受けております。平成20年度県費補助金の額が確定したことで、精算返還金の不足額191万3,000円の追加補正をお願いするものでございます。

続きまして、8目後期高齢者医療費でございます。18節の備品購入費はきめ細やかな相談のための体制整備等利用する経費について、国庫補助金の交付がっております。問い合わせや相談を受けるときなどにパソコンでデータ確認をしながら説明をしておりますが、住基端末機等を増設することで混雑した際早急な対応が可能になりますことから、住基端末機等の設置費用として138万1,000円の補正をお願いするものでございます。

同じく19節負担金、補助及び交付金は後期高齢者医療療養給付費の12分の1に相当する額を市町村が法定負担するものでして、平成20年度の負担金の額が確定しましたので精算負担金192万6,000円の追加補正をお願いするものでございます。

次に23節償還金、利子及び割引料につきましては、後期高齢者医療制度の創設に伴いシステム開発費や設備改善など新たな制度を円滑に推進していくため平成19年度、20年度に補助金の交付がされておりました。今回、額の確定により精算返還金として974万5,000円の追加補正をお願いするものでございます。

次の28節繰出金の後期高齢者医療特別会計繰出金は、後期高齢者医療特別会計への一般管理費や広域連合の事務費などを一般会計から後期高齢者医療特別会計へ繰り出すものでございます。決算見込みにより不要額595万6,000円の減額補正でございます。

次に、後期高齢者医療特別会計基盤安定制度繰出金は、低所得者や被用者保険の被扶養者だった人が後期高齢者医療に移行した場合に保険料の軽減措置を行っております。その軽減した分を一般会計から後期高齢者医療特別会計へ繰り出すもので、広域連合からの通知により不足額122万7,000円の追加補正をお願いするものでございます。

なお、18節備品購入費の補正財源につきましては、11ページをお願いいたします。14款2項1目1節社会福祉費補助金で歳出と同額を計上させていただいております。

以上でございます。

○委員長（中林宗樹委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

安部啓治委員。

○委員（安部啓治委員） 4日の通所サービス利用促進事業補助金ですが、これは事業者はどれぐらいの数かわかりますか。

○委員長（中林宗樹委員） 福祉課長。

○福祉課長（宮原 仁） 事業所につきましては、障害者支援施設ということで、宰府園がございまして、それと特定非営利活動法人ふれあいの家、これは観世音寺にあるのですけれども、その2つの施設になっております。

○委員長（中林宗樹委員） ほかにございせんか。

安部啓治委員。

○委員（安部啓治委員） この補助金は年1回請求が発生するのですか。

○委員長（中林宗樹委員） 福祉課長。

○福祉課長（宮原 仁） 大体、申請が3月末ぐらいにありますので、それまでの部分を施設のほうから計算されてこちらのほうに請求が来るという状況になっております。

○委員長（中林宗樹委員） 藤井雅之委員。

○委員（藤井雅之員） 8目後期高齢者医療費の備品購入費の関係ですけれども、備品の購入自体は、問題ないと言うか必要なことだろうと思うのですが、パソコンが足りなくて問い合わせ等の対応できないのか、あるいは人手の問題、問い合わせに対応する人員配置は足りているのかどうかということの補足説明をお願いします。

○委員長（中林宗樹委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（坂口 進） 現在係としましては、5人配置をされております。それで住基端末機が3台ございまして、普段はいいのですが一度にどっと来られた時には5人で対応ができない状況でございまして、パソコンが5台あれば5人で迅速に対応ができるということで今回補助金のほうにださせていただいております。

○委員長（中林宗樹委員） ほかにありませんか。

私のほうから一つ。

パソコン一式ということで138万1,000円ということですが、パソコンは最近安くなっていると思いますが、この内訳を教えてくださいませんか。

国保年金課長。

○国保年金課長（坂口 進） パソコンの台数といたしましては、住基端末が2台、それに後期高齢者との専用パソコンが1台、合計3台でございまして。

その他に基本ソフト、端末ソフト、端末のセットアップ費用、それにパソコンを置きます袖机等を含めまして130万円ほどの金額を計上させていただいております。

○委員長（中林宗樹委員） ありがとうございます。ほかにありませんか。

なければ次にいきます。

次に、18、19ページ、3款民生費、2項児童福祉費、1目の補足説明を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（原田治親） 3款2項1目児童福祉総務費、子育て応援特別手当給付事業費についてでございます。これは国の経済危機対策の第二次補正予算で計上されたものでございますが、平成22年開始予定の子ども手当の財源とすることから国が執行停止を決められましたことを受けまして、子育て応援特別手当給付事業費を全額減額とするものでございます。

これにつきましては、歳入が関連しております。11ページをお願いいたします。14款2項1目2節の民生費国庫補助金の子育て応援特別手当交付金と同事務取扱交付金につきましても同じく全額減額とするものでございます。

次に再度19ページをお願いいたします。3款2項1目の子ども手当支給事務費でございます。これは先ほど繰越明許費のところでも挙げておりましたが、平成22年度に予定されております子ども手当の支給が円滑に執行されるよう平成21年度国の第二次補正予算に伴います電算システム等の委託料を追加補正させていただくものでございます。

同じく、歳入が関連しております。11ページをお開きください。先ほどの下の欄ですが、国庫補助金の子ども手当準備事務取扱交付金を歳入と同じく全額を追加補正させていただくものでございます。以上です。

○委員長（中林宗樹委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

禧田久美子委員。

○委員（総田久美子委員） この子育て応援特別手当給付金の事務費なんですけども、これは定額給付金が以前ありましたけれども、それと同じような事務費ということで考えてよろしいのでしょうか。

○委員長（中林宗樹委員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（原田治親） 子ども手当支給事務費の関係でしょうか。

（禧田久美子委員「はいそうです」と呼ぶ）

○子育て支援課長（原田治親） これは同じように児童手当の電算事務がございまして、今回対象者が増えることに伴って電算事務の見直しをしなければなりませんので、国のほうから基準の金額がきておりますのでそれに基づいて算出をしております。以上です。

○委員長（中林宗樹委員） 禧田久美子委員。

○委員（総田久美子委員） そしてこれは6月からの支給ということで考えてよろしいでしょうか。

○委員長（中林宗樹委員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（原田治親） はい。6月の支給ということで進めております。

○委員長（中林宗樹委員） 禧田久美子委員。

○委員（総田久美子委員） この支給なのですが、定額給付金と同じ扱いということなんですけども、以前定額給付金によりまして、住民登録がないDV被害者に対しての給付金がございました。その給付金のときには企画費として、女性政策費の中からDV被害者に対して、住民登録ができない人

のために補正予算が組まれたと思いますけれども、子ども手当については、どういうふうにお考えなのかお聞きしたいと思います。

○委員長（中林宗樹委員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（原田治親） 今回子ども手当につきましては、今まで支給しております児童手当の支給に準じたところで進めていくような形になると思いますので、当市におきましてはDV被害者の関連の対象というのは今のところございませんので、それにつきましては、出た時点での対応をさせていただきたいと思います。

○委員長（中林宗樹委員） 安部啓治委員。

○委員（安部啓治委員） 子ども手当の新しく申請が必要な方たちというのは、対象者を大体把握はされているのでしょうか。わかれば教えて下さい。

○委員長（中林宗樹委員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（原田治親） 今まで児童手当を申請してある方については、そのまま申請のほうはされないでいいような形をとる予定です。全体的に新規の分が中学生及び今まで所得制限で児童手当の支給対象とならなかった方たちの分があります。対象者として総計1万100人ぐらいを見込んでおります。新規の方につきましては、中学生の部分が約1,900人、所得制限により対象者となっていらっしゃらなかった方々につきましては今把握をしている最中でございます。

○委員長（中林宗樹委員） 安部啓治委員。

○委員（安部啓治委員） 新しく申請しなければいけない方たちへの周知するための通知というか、何か手法は考えておられるのですか。

○委員長（中林宗樹委員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（原田治親） 住基データを元に個別に通知を差し上げる予定でございます。

○委員長（中林宗樹委員） 安部啓治委員。

○委員（安部啓治委員） 福田久美子委員の質問の関連ですけれども、DV以外にそういう通知とか、そういう部分で何か困難な事例というのは想定される分があるのですか。

○委員長（中林宗樹委員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（原田治親） 今のところ児童手当に伴う部分の事務処理になりますので、想定のところは考えておりません。

○委員長（中林宗樹委員） 安部啓治委員。

○委員（安部啓治委員） たとえば長期海外旅行だとか、どこか県外入院とか何かそういう部分はないのですか、念のため。

○委員長（中林宗樹委員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（原田治親） その件につきましては、個別の通知を差し上げますのでそれについての対応と、あと皆さんのほうには広報等でお知らせをする中で状況が変わったところについてはお知らせをいただくような形を取りたいと思っておりますので、その辺で把握をしたいと思っております。

○委員長（中林宗樹委員） 藤井雅之委員。

○委員（藤井雅之委員） 執行が停止された子育て応援特別手当の関係ですけれども、その執行停止に伴って例えば市が何か前もって予算措置をとっていたものがあつたのかということと、そういった部分の国の対応策というのはどうなっているのか。

まず、あつたのか、なかつたのかというのをお聞かせください。

○委員長（中林宗樹委員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（原田治親） 市のほうでは、その対応策に伴う予算の支出はございません。

○委員長（中林宗樹委員） ほかにありませんか。

なければ次にいきます。

20、21ページ、3款民生費、3項生活保護費の補足説明をお願いします。

○委員長（中林宗樹委員） 福祉課長。

○福祉課長（宮原 仁） 3款3項1目生活保護総務費、生活保護認定支給事務関係費の12節役務費の社会保険診療報酬支払基金事務費6万5,000円の増額補正の内容についてご説明いたします。一昨年来の経済不況等によりまして、生活保護世帯が増加しております。それに伴います医療受検数も増えておりましてその事務費の増額をお願いするものでございます。

次に23節償還金、利子及び割引料の国庫負担金精算返還金496万1,000円につきましては、平成20年度の国庫負担金の交付額が決定されましたので、その超過交付額を返還するものでございます。

次に、国庫補助金精算返還金654万9,000円は平成20年度のセイフティネット支援対策等事業費国庫補助金の精算による超過交付額を返還するものでございます。

次に生活保護費、20節医療扶助費の2,500万円の増額補正についてご説明いたします。この急激な保護世帯の増加によりまして、それに伴います補正でございます。ただこれは昨年12月にいったん補正をさせていただいておりますが、保護世帯の急激な増加でございまして、医療扶助費の2,500万円ということでしたしておりますけれども、実際は生活扶助も不足は生じております。生活扶助のほうが大體2,000万円ぐらいで、医療扶助が大體500万円ぐらいですが、急激に増えたということで生活扶助の補正を12月にどうしてもできなかつたという理由から、節内で医療扶助費のほうから生活扶助に流用させていただいております。その関係でその流用金額を医療費扶助のほうで2,500万円ということで、今回一本で補正をお願いしているところでございます。医療扶助費の分につきましては1カ月遅れで請求が来ますので、節内流用という形をとらせていただいたという状況でございます。以上でございます。

○委員長（中林宗樹委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

藤井雅之委員。

○委員（藤井雅之委員） 関連する質問ですが、今福祉課長の説明で生活保護が急激に増えたということをおっしゃいましたが、こちらの委員会にも陳情が出ていたのですが、ケースワーカーの配置の標準数ですね、80世帯に1人という問題がありますけれども、今現在その増えたことによって、

確か人員も増員されましたけれども、それに伴って今の状況ですね1人当たり何世帯受け持つておられる状況でしょうか。

○委員長（中林宗樹委員） 福祉課長。

○福祉課長（宮原 仁） この急激な増加ということでございますけれども、平成21年3月末の生活保護世帯数が291世帯、この時はケースワーカー1人当たり97世帯になっております。ケースワーカーは3人おります。それから相談件数としては237件ございました。それで平成22年1月末、11カ月たったわけでございますが、生活保護世帯が383世帯、92世帯の増になっております。相談件数としては318件で81件の増になっている状況でございます。それで今3人ということでございますけれども、ケースワーカー1人当たり平均して約128世帯を受け持っているようでございます。これはエリアでケースワーカーを分けております。3エリアでですね。エリアによっては1人130世帯を超えている部分もございます。それで平均して128世帯、国が言います基準は80世帯がいいということでも見てありますけれども、どうしても今多くて生活の家庭訪問ができていないという状況で生活指導ができていないということで、それが実態でございます。

○委員長（中林宗樹委員） ほかに質疑はありませんか。

それではこれで質疑を終わります。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費について補足説明を求めます。

国保年金課長。

○国保年金課長（坂口 進） 4款1項4目老人保健特別会計繰出金でございますが、決算見込みを行いましたところ不用額として1,217万3,000円の減額補正をお願いするものでございます。以上でございます。

○委員長（中林宗樹委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

（福祉課長「委員長」と呼ぶ）

○委員長（中林宗樹委員） 福祉課長。

○福祉課長（宮原 仁） 先ほどの医療扶助費の説明で歳出しか説明していませんでしたけど、歳入の部分でこの医療扶助費につきましては国の補助として4分の3がございまして、歳入の11ページに掲げております1,875万円、これが歳入として計上させていただいております。以上でございます。

○委員長（中林宗樹委員） これで質疑を終わります。

以上で歳出を終わります。

次に、歳入ですが、先ほどの歳出におきまして、関連事項として説明していただきましたが、他に、何か補足するところはありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（中林宗樹委員） それでは、歳入、歳出、その他全般について質疑はありませんか。

はい、安部陽副委員長。

○副委員長（安部 陽委員） 今朝の新聞で後期高齢者医療の負担が福岡県が全国で3番目ぐらいになっていたと思うのですよね。また今年増えるようなことで報じられていますが、大体太宰府市の場合はどれぐらいになってくるのですかね。また今年増えるような…。今朝の日本経済新聞に出ていたのですよ。トップで。その件わかりますか。

○委員長（中林宗樹委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（坂口 進） 後期高齢者医療制度の財政運営期間は2年間とされておりまして、保険料もおおむね2年を通じて均衡を保つように原則として2年ごとに改正されるようになっております。福岡県後期高齢者医療広域連合において、今平成22年度、23年度の保険料の改定の試算をされております。医療費が上昇しておりますことから、医療費が約14%ほど伸びる、それに見合うだけの保険料の改定ということですが、国のほうの指導としましては、剰余金また県のほうに設置されています基金等を取り崩して抑制をしていくようにということになっておりますけれども、そのためには国の法改正、それと県の承認、それと広域連合議会の承認等も必用ですので、現在のところは、剰余金だけを取り崩した場合は約3%ほど下がる、ですから現在のところですが約10%ほどの上昇で今のところ試算をしてあるようでございます。

（藤井雅之委員「安部陽委員に関連すること」と呼ぶ）

○委員長（中林宗樹委員） 藤井雅之委員。

○委員（藤井雅之委員） 後期高齢者医療特別会計で何おうと思っただけでも、今副委員長からも質問が出ましたので、広域連合の状況をですね、中島前副知事の逮捕等の関係でいろいろと町村会の汚職の関係で今そういったものが遅れているという話を聞いているのですが、大体いつごろ広域連合の議会が開催されて保険料が決まっていくというか、今現在の見通しをお聞かせください。

○委員長（中林宗樹委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（坂口 進） 先ほども申しましたように厚生労働省からの指導としましては、剰余金それから県に設置されています基金等の取り崩しによってということですが、今国会のほうに法改正また予算措置等が上程されていますので、国会通過後、県議会のほうでまたそれに基づいての審議をされるということになります。それを受けて広域連合の議会が開催されますので、今の予定としては3月末でございます。ですからその時点でないと平成22年度からの保険料は確定しないという形にはなっています。以上でございます。

○委員長（中林宗樹委員） これで歳入歳出を終わります。

最後に、6ページ、第3表 債務負担行為補正について、補足説明を求めます。

保健センター所長。

○保健センター所長（和田敏信） 印刷機賃借料でございます。

4月1日付けで印刷機の賃貸契約を行って使用いたしますために平成22年4月から平成25年6月までの分の債務負担行為補正をお願いするものでございます。以上でございます。

○委員長（中林宗樹委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中林宗樹委員） 以上で、説明、質疑はすべて終わりました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中林宗樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第17号の当委員会所管分について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（中林宗樹委員） 全員挙手です。

したがって、議案第17号の当委員会所管分につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時42分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 議案第18号 平成21年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について

○委員長（中林宗樹委員） 日程第3、議案第18号「平成21年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について」を議題とします。

それでは、補正予算書27ページから41ページにおける主な内容について、執行部からの補足説明を求めます。

国保年金課長。

○国保年金課長（坂口 進） 今回の補正につきましては、2,395万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれの総額を68億175万5,000円とさせていただくものでございます。

事項別明細書で説明させていただきます。

まず歳出でございます。36ページをお願いいたします。

2款1項1目一般被保険者療養給付費でございますが、前年度の決算額や今年度の執行状況を元に決算見込みを算定しましたところ、当初予算に不足を生じますことから5,016万1,000円の追加補正をお願いするものでございます。

2目の退職被保険者等療養給付費につきましても同様に当初予算に不足を生じますことから1,162万6,000円の追加補正をお願いするものでございます。

3目一般被保険者療養費は、国庫支出金が減額となりましたけれども、前期高齢者交付金が増額となりましたので財源更正を行うものでございます。

4目退職被保険者等療養費も同じく療養給付費交付金が増額となりましたので財源更正を行うものでございます。

2款2項1目一般被保険者高額療養費につきましては、今年度の決算見込みや執行状況等を元に算定をしましてところ884万9,000円不足が見込まれますので、追加補正をするものでございます。

2目退職被保険者等高額療養費につきましても同様の理由により不足が見込まれますことから208万9,000円の追加補正をするものでございます。

3目一般被保険者高額介護合算療養費と38ページの4目退職被保険者等高額介護合算療養費は、療養給付費交付金、前期高齢者交付金が増額となりましたので財源更正を行うものでございます。

次に2款3項1目一般被保険者移送費、4款1項1目前期高齢者納付金につきましても同様の理由により財源更正を行うものでございます。

5款1項1目老人保健医療費拠出金の補正でございますが、老人医療制度は経過措置を残し廃止され、平成22年度まで精算を行うことになっております。拠出金の算定により当初予算から減少が見込まれますので940万5,000円減額補正を行うものでございます。

同じく2目の老人保健事務費拠出金は、決定通知により額が確定しましたので48万2,000円減額を行うものでございます。

次に40ページの6款1項1目の介護納付金は、介護保険制度への拠出金ですが、107万円の不用額が生じたので減額を行うものでございます。

7款1項1目高額医療費共同事業拠出金は1,234万6,000円、2目の保険財政共同安定化事業拠出金は2,547万1,000円を通知に基づき減額補正を行うものでございます。

8款1項1目特定健康診査等事業費は、過年度分の精算により国庫支出金、県支出金の交付がありましたので財源更正を行うものでございます。

続きまして歳入の説明をさせていただきます。32ページをお願いいたします。

2款1項1目療養給付費等負担金は、療養給付費、老人医療拠出金、介護納付金負担金に応じて国から交付を受けるものなのですが、決算見込み額を算定しましたところ当初見込みより1億7,305万6,000円減となりますので、補正を行うものでございます。

3目の特定健康診査等負担金の補正につきましては、過年度分の精算を含め交付額が決定しましたので328万2,000円の増額補正を行うものでございます。

3款1項1目療養給付費交付金につきましては、平成20年度の制度改正で経過措置を残し廃止されました退職者医療費に対するの交付金でございますが、交付額の通知により6,591万1,000円増額補正するものでございます。

4款1項1目前期高齢者交付金は、高齢者医療制度の創設に伴い被用者保険と財政調整を行うための交付金でございますが、算定の基礎となります前期高齢者の人数、医療費が増加しておりますので交付額が増額となりましたことから2億1,809万5,000円の追加補正を行うものでございます。

5款1項2目特定健康診査等負担金の補正につきましては過年度分の精算を含め交付額が決定しましたので328万2,000円の増額補正を行うものでございます。

6款1項1目高額医療費共同事業交付金の補正ですが、高額医療費の財政負担の緩和を図るための交付金でございます。交付見込額の通知がありましたことから5,463万円の減額補正を行うもので

ございます。

同じく2目、保険財政共同安定化事業交付金は、市町村間の保険料の平準化と国保財政の安定化を図るために調整を行う交付金でございまして、交付見込額の通知がありましたことから2,106万5,000円の減額補正を行うものでございます。

34ページの8款1項1目一般会計繰入金、1節保険基盤安定制度繰入金は国民健康保険税の軽減対象となる一般被保険者数に応じて保険税の一定割合を一般会計が支援する法定繰入金でございます。当初見込みより1,629万4,000円増加しましたので追加補正をお願いするものでございます。

2節の保険基盤安定制度繰入金は、低所得者を多く抱える保険者の支援を行うための一般会計からの法定繰入金でございます。1節と同様に増額となりますので1,073万1,000円の追加補正をお願いするものでございます。

次に5節財政安定化支援事業繰入金は、財政安定化支援のための一般会計からの法定繰入金でございまして、県から繰り入れ基準額が提示されましたので、4,489万3,000円の減額補正を行うものでございます。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（中林宗樹委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中林宗樹委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中林宗樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第18号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（中林宗樹委員） 全員挙手です。

したがって、議案第18号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時52分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第19号 平成21年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（第3号）について

○委員長（中林宗樹委員） 日程第4、議案第19号「平成21年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

それでは、補正予算書43ページから49ページにおける主な内容について執行部からの補足説明を求めます。

国保年金課長。

○国保年金課長（坂口 進） 今回の補正につきましては、1億4,350万円を減額し、歳入歳出それぞれ

1億823万2,000円とさせていただくものでございます。

まず、歳出でございます。48ページをお願いいたします。

2款1項1目の医療費の減額補正でございます。

老人保健制度は、平成20年度の医療制度改正により廃止されておりますが、精算のため平成22年度までの経過措置が講じられております。このことから精算のための支出額を見込むのは困難なところもありまして、執行状況等から試算を行い、医療費9,500万円、高額医療費等4,850万円合わせて1億4,350万円の減額補正を行うものでございます。

次に歳入でございます。

1款1項1目医療費交付金の補正です。対象となります医療費の減少により1節現年度分を8,237万4,000円減額し、額の確定により2節過年度分は721万8,000円追加補正をお願いするものでございます。

2款1項1目医療費負担金、1節現年度分は交付措置がありませんでしたので、4,500万円の減額を行い、3款1項1目医療費県負担金は負担対象医療費の減少で1,117万1,000円の減額補正を行うものでございます。

4款1項1目一般会計繰入金につきましても同様の理由により1,217万3,000円の減額補正を行うものでございます。

以上でございます。

○委員長（中林宗樹委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中林宗樹委員） これで質疑は終わります。

これから討論を行います。討論は、ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中林宗樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第19号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（中林宗樹委員） 全員挙手です。

したいまして、議案第19号につきましては、原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時56分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第20号 平成21年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

○委員長（中林宗樹委員） 日程第5、議案第20号「平成21年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

それでは、補正予算書51ページから57ページにおける主な内容について執行部からの補足説明を求めます。

国保年金課長。

○国保年金課長（坂口 進） 今回の補正につきましては、122万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ8億961万3,000円とさせていただきます。

まず、歳出から説明させていただきます。56ページをお願いいたします。

1款1項2目の広域連合負担金でございます。

後期高齢者医療は被用者保険の被扶養者だった人や所得に応じて9割から2割の保険料の軽減措置を行っていきまして、軽減した額を基盤安定制度負担金として広域連合に拠出しております。確定通知があり当初予算に122万7,000円の不足を生じますので追加補正をお願いするものでございます。

続きまして歳入の説明をさせていただきます。

1款1項後期高齢者医療保険料ですが、当初特別徴収を65%、普通徴収を35%の割合で予算計上しておりました。その後納付方法の改正などもあり割合が変化しておりますし、当初予算から減収が見込まれますので、1目特別徴収保険料を7,964万8,000円減額し、2目普通徴収保険料の現年分を5,306万8,000円、滞納繰越分を113万1,000円それぞれ追加補正をお願いするものでございます。

3款1項1目一般会計繰入金、1節事務費繰入金は決算見込みにより595万6,000円の不用額が見込まれますので、減額補正を行うものでございます。

同じく2節保険基盤安定制度繰入金は歳出のところでも述べましたように保険料の軽減措置がありまして、その軽減した分の補てんを一般会計から繰り入れるものです。広域連合から通知がありましたので当初予算の不足額122万7,000円の追加補正をお願いするものでございます。

次に5款1項1目繰越金の補正につきましては、前年度の額が確定しましたので、3,150万5,000円の追加補正をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（中林宗樹委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中林宗樹委員） これで質疑は終わります。

討論を行います。討論は、ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中林宗樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第20号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（中林宗樹委員） 全員挙手です。

したがいまして、議案第20号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

(原案可決 賛成5名、反対0名 午前11時)

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長(中林宗樹委員) ここで、11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時13分

○委員長(中林宗樹委員) ちょっと早いですが、皆さんおそろいなので、休憩前に引き続き会議を再開します。

(子育て支援課長「はい、委員長」と呼ぶ)

○委員長(中林宗樹委員) 子育て支援課長。

○子育て支援課長(原田治親) すみません。先ほどDV対象者につきまして、私のほうがちょっと勘違いをしまして0人とお答えしておりましたが、今児童手当を受けられている方でお一人対象者の方がいらっしゃいますので、訂正をさせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第21号 平成21年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第5号)について

○委員長(中林宗樹委員) 日程第6、議案第21号「平成21年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第5号)について」を議題とします。

それでは、補正予算書59ページから75ページにおける主な内容について執行部の補足説明を求めます。

○委員長(中林宗樹委員) 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長(古野洋敏) お手元の補正予算書68、69ページを基にご説明申し上げます。

まず、歳出、地域支援事業、包括的支援事業・任意事業費の包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費ですが、これは財源の更正でございます。国、県支出金が83万9,000円減額になりまして、それを一般財源83万9,000円にしております。これは実績に基づいてしているものでございます。

次に基金積立金、介護給付費準備基金積立金、これを19万円増額するものでございます。3目の介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金9万2,000円を増額するものでございます。

続きまして、66、67ページの歳入のご説明を申し上げます。

保険料、第1号被保険者保険料につきまして、27万8,000円を減額するものでございます。

続きまして、国庫補助金、地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)、これにつきましては55万9,000円減額するものでございます。

次に、県支出金、地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)、28万円減額するものでございます。これはすべて実績に基づくものでございます。

次、5款の財産収入、1項1目の利子及び配当金につきましては、介護保険給付費支払準備基金

利子19万円と介護従事者処遇改善臨時特例基金利子9万2,000円、計28万2,000円を増額補正するものでございます。

6款1項の一般会計繰入金、地域支援事業繰入金(包括的支援事業・任意事業)につきましては、28万円を減額するものでございます。3項介護サービス事業勘定繰入金につきましては、68、69ページでございますが、1目介護サービス事業勘定繰入金につきましては、139万7,000円増額するものでございます。

続きまして、歳入歳出予算事項別明細書74、75ページをご説明申し上げます。

まず、歳出につきましては、一般管理費といたしまして、ケアプラン作成スタッフ関係費といたしまして社会保険料3万3,000円の増額でございます。

繰入金、保険事業勘定繰出金は、保険事業勘定繰入金139万7,000円を繰り出すものでございます。

歳入につきましては、介護予防サービス計画費収入といたしまして、当初より増えましたので143万円を増額するものでございます。以上でございます。

○委員長(中林宗樹委員) 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(中林宗樹委員) これで質疑は終わります。

討論を行います。討論は、ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(中林宗樹委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第21号「平成21年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第5号)について」を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○委員長(中林宗樹委員) 全員挙手です。

したがって、議案第21号につきましては、原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前11時17分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第7 議案第22号 平成21年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)について

○委員長(中林宗樹委員) 日程第7、議案第22号「平成21年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)について」を議題とします。

それでは、補正予算書における主な内容について補足説明を求めます。

(人権政策課長「委員長」と呼ぶ)

○委員長(中林宗樹委員) 人権政策課長。

○人権政策課長(蜷川二三雄) 議案第22号、平成21年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補

正予算（第1号）についてご説明いたします。

歳入、歳出は関連がございますので、一括してご説明をさせていただきます。

補正予算書の78、79ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正は、住宅新築資金等公債償還積立金、いわゆる基金から生じます財産運用収入増により8,000円を増額し、歳入歳出総額それぞれ1,346万3,000円にさせていただくものでございます。

次に80、81ページをお願いいたします。

歳入の2款1項財産運用収入の8,000円増額は、基金運用の結果、予算額の11万円を超えることとなったものでございます。

歳出につきましては、歳入補正分の8,000円を3款1項の基金積立金に積み立てるものでございます。よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（中林宗樹委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中林宗樹委員） これで質疑は終わります。

討論を行います。討論は、ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中林宗樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第22号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（中林宗樹委員） 全員挙手です。

したがって、議案第22号につきましては、原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前11時19分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（中林宗樹委員） 以上で、当委員会に審査付託されました案件の審査は、すべて終了しました。

ここで、お諮りします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議はありますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中林宗樹委員） 異議なしと認め、委員会の審査内容と結果の報告、委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任とすることに決定しました。

これもちまして、環境厚生常任委員会を閉会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午前11時20分

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり環境厚生常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するため、ここに署名します。

平成22年 5月20日

環境厚生常任委員会 委員長 中 林 宗 樹